

こんにちは！牟岐町地域包括支援センターです

牟岐町では65歳以上の高齢者の皆さんの総合的な相談窓口として、『牟岐町地域包括支援センター』を設置しています。（役場・健康生活課の中にあります）

センターには保健師や看護師、主任ケアマネージャーなど専門職がおりますので、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、他のいろんな機関や職種と連携して支援を行います。

地域包括支援センターの主な業務

- ①介護保険を利用した介護サービスの相談、要介護認定の申請など
- ②介護サービスを利用されていない高齢者の方に、介護予防の事業を実施すること
- ③ひとり暮らしの高齢者のいろんな相談など
高齢者の権利を守ること（虐待の相談や財産管理の権利擁護など） ……などいろいろ

牟岐町では、要介護認定を受けられていない方であっても、以下の事業を利用できます。

貯筋体操

月2回、理学療法士にお越しいただいて、筋力をつける体操を行っています。（浜の家にて）

安心カード事業

ひとり暮らし高齢者の方、また高齢者のみの世帯などで希望のある方に、安心カードと容器をお渡ししています。災害時や救急時など、もしもの時に医療情報や服薬状態の確認、身元の確認などに役立ちます。

福祉用具の貸与（ベッド・車いすなど）

ベッドや車いすなど、一時的に必要な場合にお貸しできます。（車いすは無料）

*数に限りがありますので事前にお申込み下さい

生きがい活動支援通所事業(生きがいデｲﾝｽﾞ)

介護予防や生きがいづくりのため、週1回デｲﾝｽﾞを利用できます。出羽島とデｲﾝﾀｰ緑風で実施しています（有料）

生活管理短期宿泊事業（ｼｮｰﾄｽﾄｲ）

要介護状態でない虚弱な高齢者の方で、家族が不在等によりお世話できない場合、短期間（1週間程度）海部老人ホームで宿泊できます。（有料）

生活管理指導員派遣事業（ホｰﾑヘルﾊﾟｰ）

介護サービスを受けられていない方（骨折や急性期の腰痛など）で一時的にホームヘルパーを利用したい場合、週1回程度訪問してもらい、家事援助や身体介護などのお手伝いをしてもらえます。（有料）

健康相談

町内の地区を定期的に巡回し、血圧を測定したり、健康に関する相談や講習などを行っています。（浜の家、海の家、出羽島、古牟岐、横瀬、隣保館にて）

*上記地区以外でもご希望があればご相談下さい！

…など他にもいろんな事業を行っています☆

牟岐町だけでなく、国全体で、介護保険料は年々増加しています。

1人でも多くの皆さんが、お元気なまま健康寿命を延ばし、少しでも介護予防に努めていただくことが、介護保険料も抑え、皆さんの安心した生活を守ることに繋がると言われています。

今ある介護保険を適正かつ有効に利用するため、牟岐町地域包括支援センターもお手伝いしたいと思えます。ぜひお気軽にご相談下さい。

◆牟岐町地域包括支援センター（役場 健康生活課内）TEL 72-1233

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは産業建設課又は南部総合県民局の林務担当（TEL74-7485）までお問い合わせ下さい。